

まめまめ通信



二〇一九年三月 第二〇号

司法書士高橋総合事務所から、耳寄りな情報を発信いたします。

まめまめ

相続預金と海外送金

事例に学ぶ遺産分割 (その5)

亡くなった父の預貯金の相続手続きをしたいのですが、相続人の一人が海外在住で、帰国の予定がありません。相続手続きや、実際のお金の処理など、どのように進めていったら良いでしょうか。

右のような相続の相談を受けました。

相談者様のお父様を**被相続人**とする相続で、相続人は、長男である相談者様と長女の二名です。遺産を分けるには、相

続人全員で遺産をどのように分けるかを協議して、**遺産分割協議書**を作成します。

遺産分割協議書には、相続人全員の署名と実印押印、印鑑証明書の添付が必要になります。

海外在住者の場合、印鑑証明書を取得できないことが多く、この場合、署名・実印押印が必要な文書とパスポートを最寄り**の日本国総領事館**に持参していただき、担当官の面前で文書に署名、拇印をし、**署名及び拇印証明**をしてもらいます。

この証明書は住所を証明するものではありませんので、あわせて**在留証明書**も取得します。

本件の場合はさらにク

リアしなければならぬ問題がありました。

長女(相談者様の妹)は当面帰国の予定がなく、取得することとなった預金の払戻しをどうやって処理するかが問題となりました。

海外在住者の場合、原則的に日本国内に預金口座を持って、長女の場合も国内銀行に預金口座がありませんでした。

さらに被相続人の取引銀行に確認すると、遺産の払戻し先として海外の銀行を指定することは出来ないとのことでした。

そこで、長女が取得する預金の払戻金を相談者様が代理で受領し、相談者様から長女に送金することとしました。

海外に送金する方法としては、**為替証書**を郵送する方法と、銀行の海外送金を利用する方法があり、銀行の海外送金にも**円建送金と外国通貨建**(本件の場合はユーロ)送金の二種類があります。

ちよつとひと息

皆さんは、**遺言**という言葉を知っていますか。

一般的には、「ゆいごん」と読むことが多いですが、**法律用語**としては、「いごん」と読まれることが多いようです。

漢字の音読みには、**呉音**と**漢音**があるそう(ほかに唐音というのもあるそうですが)、「ゆいごん」という読みは、**呉音**だそうです。

呉音は漢音以前に日本に伝わった読みなので、「ゆいごん」の方が古くから使われていた読みのようです。

遺言を漢音で読むと、「いげん」となるそう、そうすると「いごん」という読みは、何なんでしょうね。



今回は長女のたつての希望で、円建送金することになりました。

まず相談者様の署名押印済みの遺産分割協議書や委任状等を**EMS**(国際スピード郵便)で長女宛てに郵送し、領事館で署名・拇印証明を受けてもらい、在留証明書とともに返送してもらいました。

並行して、長女にはドイツの銀行に円建送金を受けられる口座を用意していただきました。

次に、当事務所司法書士が被相続人の取引銀行に出向き、長女が相続することとなった被相続人名義の預金を、長女の**預金受取代理人**である相談者様の口座に払い戻ししてもらいました。

最後に、相談者様から長女の口座に円建送金を(当事務所のサポートの下)していただきました。大変な手続きでしたが、大変満足していただけました。

遺言の撤回の撤回

遺言を撤回したのだが、その撤回を撤回したいというご相談がありました。

以前遺言公正証書の作成でサポートしたお客様なのですが、昨年度合により、**公証役場で遺言の撤回**手続をしたとのことでした。

一度した遺言は、①遺言の撤回、②前の遺言に抵触する遺言、③遺言に抵触する処分行為、④遺言書そのものの破棄により撤回することができません。

今回のように遺言書を公正証書で作成した場合、遺言公正証書正本や謄本を破り捨てても、公証役場に**原本**がありますので、破棄したことにはなりません。

この場合、公証役場で遺言の撤回手続をするのが一般的です。

そして一度遺言を撤回すると、事情が変わったか

らと、遺言の撤回を撤回することはできず、あらためて遺言書を作成する必要があります。

再度遺言公正証書の作成をサポートするにあたり調査したところ、前の遺言に記載されていた財産の一部が処分済みでしたので、それを除いた財産について、遺言書を作成することになりました。

相談者は高齢で足が不自由なため、公証人に自宅まで出張してもらうこととし、当事務所から証人二名を用意して、公証人と車で同行しました。

新たな遺言は自筆証書遺言でも可能ですが、遺言者が高齢の場合、公正証書によることで、**遺言の有効性**が争われるリスクを減らすことができますし、公証役場で遺言書の原本を保管してもらえるので、遺言書の

紛失のリスクがなくなり、また、新たな遺言も公正証書遺言がおススメです。



ホームページがスマホ対応になりました。



高橋総合事務所の相続・遺言のホームページがスマホ対応に生まれ変わりました。

スマホサイトからワンタップでフリーダイヤルに直接電話をかけられたり、地図を表示できたりと、とても便利です。

ホームページを見ても分からないことがありましたら、当事務所までドシドシお電話ください。

休日無料相談会のご案内など随時更新しておりますので、ぜひチェックしてみてください。

峰山高原リゾート ホワイトピークにそり遊びに行ってきました。

昨シーズン神河町に出来た、日本で一番新しいスキー場で、ソリの滑走が可能なコースやキッズパークもある、子連れに優しい遊び場です。

キッズパークにはリフトの代わりに**ムービングベルト**があり、ソリ遊びも楽々です。

山の上にあるスキー場ですが、最寄りの駅近くから**シャトルバス**が出ているので、雪道の運転が不安な人も大丈夫。

センターハウスにレストランがあるほか、屋外でもピザやカレーを売っていて、お腹も満足です。



(編集長 高橋克彰)

司法書士・行政書士・土地家屋調査士
高橋総合事務所

所在: 姫路市東延末三丁目18番地
JR 姫路駅から徒歩8分。駐車場有。

お電話でのご相談は、こちら…

フリーダイヤル そうぞく・いごん

0120-339-150

PC、スマホで「姫路 相続」と検索。
兵庫・姫路 相続遺言相談室

Facebookページ始めました。

facebook

facebook.com/himeji.sozoku



JR姫路駅	
じばさん	H 日航姫路
兵信	洋服青山 クラウンビル H 保証協会
ローソク マド カド	JA姫路中央 H キャッシュ
・但陽	
・姫信	高橋総合事務所